夢に向かって、積み上げよう!!

あらよいてこしょ
ヨイサッ！
ヨイサッ！

御柱 定期積金

おねがいだ〜

募集期間

令和７年１月14日（火）▸▸
▸▸ 令和８年２月27日（金）

対　　象	個人（口座振替に限る）
種　　類	定　期　積　金
期　　間	３　年
掛 込 額	毎月10,000円以上50,000円以下
金　　利	店頭表示金利　＋　0.05%

JA信州諏訪

商品概要

名　　称	・御柱定期積金「おねがいだ～」
取扱期間	・令和 7 年 1 月 14 日（火）～令和 8 年 2 月 27 日（金）
対 象 者	・個人
期　間	・３年
掛込方法	・口座振替 ・毎月 10,000 円以上 50,000 円以下
払戻方法	・約定回数の掛込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
給付補填金	（１）適用利回り：店頭表示金利+0.05% （２）支払頻度：満期日以後に一括して支払います。 （３）税金：20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度	●保護対象 ・当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
その他参考となる事項	・掛込が遅延した場合には、満期日を遅延機関に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・金額全納積立の取扱いはいたしかねます。

●茅野中央支所：0266-72-2141
●茅野北部支所：0266-72-2188
●茅野南部支所：0266-72-2185
●原村支所：0266-79-2521
●富士見町中央支所：0266-62-2010
●岡谷支所：0266-24-3203
●長地営業所：0266-27-0806
●下諏訪支所：0266-27-0804
●諏訪支所：0266-57-2208
●諏訪中央支所：0266-57-2211
●湖南営業所：0266-57-2212
●中洲営業所：0266-57-2213
●本所：0266-57-8000

JA信州諏訪